

**公共施設予約システム構築業務
公募型プロポーザル方式提案業者募集要項**

1 業務概要

- 1-1 業務名 公共施設予約システム構築業務
- 1-2 業務場所 守山市内 24 施設
(別紙「守山市公共施設予約システム構築業務仕様書」のとおり)
- 1-3 業務内容 別紙「守山市公共施設予約システム構築業務仕様書」のとおり
- 1-4 履行期間 導入(構築)期間 契約締結日から令和3年9月30日まで
利用期間 令和3年10月1日から令和8年9月30日まで
利用期間中、安定的に稼働するよう、職員等からの問合せに対応するヘルプデスクの設置等、柔軟に運用・支援を行うこと。

2 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する者の資格要件は、以下によるものとする。

なお、資格要件の審査基準日は本手続開始を公告した日の前日とし、審査基準日以降、契約締結までに資格要件を欠く事態に至った場合については、失格とする。

(1) 次の項目に該当する者

- ア 令和2年度役務委託等業務業者登録簿に登録があり、108「電算処理関係」を第1希望とし、「①システム開発」または「③インターネット・IT関連業務」を取扱内容としている者
- イ 近畿2府4県に本店または委任のある支店・営業所を有する者
- ウ 官公庁への公共施設予約システムまたは同種システムの導入実績を有する者

(2) 次の項目のいずれにも該当しない者

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- イ 経営状態が健全でなく、市税等を滞納している者
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- エ 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体
- (ア) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (イ) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員
- (ウ) 暴力団関係者 暴力団関係者とは以下のいずれかに該当する者をいう。
- a 事故、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加え

- る目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- b 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者
 - c 暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - d 暴力団、暴力団員または上記までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用する等している者

3 参加申込みおよび受付

(1) 参加申込みおよび受付の方法

下記提出書類を持参により提出すること。

(2) 受付場所 守山市総合政策部 情報政策課

(3) 受付期間 令和3年3月19日（金）から令和3年4月2日（金）正午まで
ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く執務時間

(4) 参加資格確認通知 令和3年4月2日（金）に確認結果を通知する。

4 プロポーザル方式の実施概要

(1) 提案書等の提出時期

令和3年4月16日（金）正午を提出期限とする。

(2) 実施要項の入手方法

令和3年3月19日（金）から、市ホームページよりダウンロードすること。

5 提出書類 参加申込時、提案書の提出時にそれぞれ以下の書類を提出すること。

5-1 参加申込時の提出書類

(1) 公募型プロポーザル参加申込書：1部

※別に写し1部を用意すること。提出時に受付印を押印し返却を行う。

(2) 企業の業務実績書（様式1）：1部

(3) 機能要件一覧：1部

(4) 企業概要（任意様式）：1部

5-2 提案書の提出時の提出書類

(1) 提案書（様式3-1～様式3-9）：10部

(2) 見積書（様式2-1、2-2）：1部

6 その他

(1) 新型コロナウイルス感染拡大により、滋賀県において緊急事態宣言が発令された場合、実施概要を変更する場合がある。